

令和 5 年 古殿町農業委員会 3 月定例委員会

1 開催日時 令和 5 年 3 月 13 日 (月) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 ( 8 人 ) ( 7 人 )

会長	農業委員 8 番	水野 和徳			
委員	農業委員 1 番	根本 明	推進委員 1 番	石井 利行	
	農業委員 2 番	水野 晴夫	推進委員 2 番	小針 孝行	
	農業委員 3 番	矢吹 正勝	推進委員 3 番	瀬谷 國彦	
	農業委員 4 番	野崎 達哉	推進委員 4 番	岡部 雄一	
	農業委員 5 番	吉田 育市			
	農業委員 6 番	塩田 武雄			
	農業委員 7 番	水野 一男	推進委員 7 番	本郷 茂雄	
			推進委員 8 番	鈴木 良一	
			推進委員 10 番	水野 幸栄	

4 欠席委員 ( 3 人 )

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第 2 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 7 号 農業経営改善計画に対する意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫  
主査 長田 賢一

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。  
全員ご起立願います。お互いに「礼」  
続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。  
事務局に続いて、4 番目から 5 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。  
ただいまから 3 月定例委員会を開会いたします。  
会長職務代理者よりあいさつをいただきます。

○議長(会長) 出席委員は8名中 8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
本日、推進委員6番 荒川貢司委員、推進委員9番 長田光以委員  
推進委員5番 小平美香委員  
より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

○議長(会長) 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。  
議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。  
農業委員1番 根本明委員、及び  
農業委員4番 野崎達哉委員  
を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

○議長(会長) 議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長) 日程第 2 議案第 5 号  
農地法第 4 条の規定による許可申請についての 1番を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【退席後】

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長 今月の農地法第4条の許可申請は、 1 件でございます。

【議案第 5 号 1 番 朗読後、説明】

○議長(会長) ただいまの事務局の説明1番について、地元委員からご報告をお願いします。 推進委員8番 鈴木良一委員

○ 8 番委員 本日1時10分頃に、本人 [REDACTED] と矢吹正勝委員と長田主査のもと現地を確認してまいりました。現地は、近隣に農地はなく、以前は農地の手入れをしていたが、事業の関係で資材がおいてある状態となっていました。農地パトロールの際に気づき指導していたところでした。今回近隣の道路拡張により、資材置場が不足しており、本格的な資材置場とするため申請にいたりました。周りに農地もなく、外に影響はないため大丈夫だと思えます。確認してきましたので慎重審議よろしくをお願いします。

○議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

- 事務局長 農用地区域内農地以外の農地であって、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 〈 質疑なし 〉
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なしの声あり 〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての 1 番は、原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 日程第 3 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1番から2番 議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 今月の農地法第5条の許可申請は、 2 件でございます。
- 【議案第 6 号 1~2 番朗読後、説明】
- 議長(会長) ただいまの1番の事務局の説明に関連して、地元委員からご報告をお願いします。 推進委員7番 本郷茂雄委員
- 7 番委員 それでは報告いたします。今日の1時半から塩田委員、長田事務局員それと私、譲受人の さんと現地と内容について確認してきました。ちょうど同じ時間に近くで があり込み合っはいたんですけども確認してきました。譲受人は をしております。申請地は に隣接しておりまして、現在休耕の状態であります。それと の脇で駐車場とするには最適な土地であります。 の必要もなく同じく最適であると言えます。またの進入路についての申請であります。土砂の流出や汚水の排出、農地の分断について支障を及ぼすことがない状態です。慎重審議よろしくをお願いします。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用地区域内農地以外の農地であって、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

○議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。  
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番は、原案のとおり可決されました。

○議長(会長) 続いて事務局説明2番について、地元委員からご報告をお願いします。  
推進委員1番 石井利行委員

○ 1 番委員 本日午後2時から農業委員の水野さん、事務局職員の長田さんと現地を確認しました。申請人の■■■■さんは不在の為、祖父の■■■■さんと現地を確認しました。元々は物置小屋があったのですが、それを壊して計画するということでした。雨水等は北側に大きい水路が流れているので、そのU字溝に流すということで問題ないと思います。また、隣にも建物等もなく、日照等も問題ないと思われます。審議よろしくをお願いします。

○議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

○ 事務局長 農用区域内農地以外の農地であって、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

○議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。  
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 2 番は、原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

日程第 4 議案第 7 号

農業経営改善計画の諮問に対する意見決定についてを議題といたします。  
本案件については、XXXXXXXXXXが該当しておりますので  
一時退席願います。

【退席後】

○議長(会長)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長

古殿町長より農業経営改善計画の意見を求められています。

【議案書にもとづいて、農業経営改善計画の内容を説明】

以上の計画申請の内容は、古殿町農業経営改善計画認定基準を満たしていると考えます。

○議長(会長)

本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。  
本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 7 号  
農業経営改善計画の諮問に対する意見決定についての1番から14番は、  
原案のとおり答申することに決定いたしました。

【退席した委員が戻り次第】

○議長(会長)

これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
3 月定例委員会を閉会いたします。  
ご苦勞様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長 野和徳

会議録署名人 野崎達哉

会議録署名人 根本明